

### 様式細第7号の1（第14条関係）

全額

# 全額繰上償還申出書

公立学校共濟組合神奈川支部長 殿

年 月 日

受付期間：毎月16日～翌月15日必着（土日祝日にあたる場合は、直前の平日）

(例) 7月16日～8月15日 着 → 9月1日～15日 振込(9月上旬振込依頼書送付)

公立学校共済組合貸付規程及び公立学校共済組合神奈川支部貸付細則に基づいて、次の借受金を全額繰上償還したく申し出ます。

貸付種別を○で囲み、貸付番号と貸付年月日を記入してください。										
一般	住宅災害	住宅	教育	災害	医療	結婚	葬祭	介護 (住宅)	介護 (災害)	
11	21	31	41	51	61	71	72	81	82	
貸付番号	第				号	貸付年月日		年	月	日

償還する理由を○で囲み、記入してください。

ア 退職・転出する予定( 年 月 日)

イ 休職・休業等で給料が無給となる可能性がある

## ウ 物件を売買するため

エ その他 ( ) (例)資金が用意できたため

- 振込依頼書は受付締切後の翌月上旬に、所属所経由で本人あてに送付します。
  - 振込期限は受付締切の翌月15日です。(土日祝日にあたる場合は、直前の平日)
  - 振込期限内に入金が確認できない場合は、申し出を取り消します。
  - 繰上金の振込月までは、給与等から控除(給与天引)します。(翌月から控除停止)
  - 残高は、貸付決定時に発行している償還表を参考にしてください。
  - 11・12月に全額繰上償還する場合は、次のこと気につけてください。(住宅関係で借りた場合)

全額繰上償還により12月末残高が0円になるため、年末調整の際に共済組合の借受金に対して受けた  
所得税の住宅借入金等特別控除適用対象外になります。（当支部から送付している「年末残高証明書」は  
無効になります。）

【対象：住宅賃付・住宅災害賃付・介護構造賃付・一般賃付（住宅関係で借りた場合に限る）】

※ 所得税の控除適用を受ける場合は、11月16日以降に「全額線上償還申出書」を提出してください。